



今、憲法問題を語る

—憲法問題対策センター活動報告—

第96回 日韓問題と憲法

憲法問題対策センター副委員長 殷 勇基 (48 期)

徴用工に関する韓国大法院判決（2018年10月30日）以降、日韓問題は戦後最悪の状況になっているといわれている。日本政府は「問題は日韓請求権協定で解決済みだ。それをちゃぶ台返しをした韓国は国際法違反だ」などと非難し、日本のメディアも追隨している。そして、両国は互いに、「ホワイト国」認定を取り消し、韓国では、日本製品の不買運動が起きるなど、その対立は深刻化している。

たしかに、日韓請求権協定（1965年）は、「完全かつ最終的に解決」と規定している（2条1項）。しかし、この「解決」という法的用語の意味するところが問題だ。日本政府は「(両政府の持つ) 外交保護権を放棄した」という意味にすぎず、「被害者の個人請求権は存続している」と一貫して解釈してきたし、現在もそう解釈している（1991年8月27日柳井外務省条約局長答弁、2018年11月14日河野外務大臣答弁（つまり、この答弁は上記判決後にされた答弁だ））。

被害者の個人請求権が残っているなら、この意味においては完全解決ではないと思える。つまり、日韓請求権協定という国際法に規定された「解決」という法的用語を、日本政府は「完全解決ではない」という意味に解釈してきたし、いまもそう解釈しているということだ。従って、日本政府の解釈によっても、同協定は、日本の加害企業が訴訟外で任意に被害者に支払をすることを法的に妨げない。

韓国大法院は2018年10月の判決（再上告判決）の前に、同一事件について2012年にすでに同旨の判決を出していた（上告審）。そのとき強い反応を示さなかった日本政府だったが、今回は大法院判決直後から、総理大臣、外務大臣などが大々的に韓国側に対する非難を展開した。

日弁連と大韓弁協（大韓弁護士協会）は、以上の論点に関連して、すでに2010年の時点で、日韓弁護士会共同宣言を出している*1。